

**(仮称)北九州市客引き行為等の適正化に関する条例案の
概要に関する市民意見の募集について**

1 配布資料

(仮称)北九州市客引き行為等の適正化に関する条例案の
概要に関する市民意見の募集について

2 意見募集期間

令和4年5月13日(金)～6月12日(日)

3 閲覧・配布場所

市民文化スポーツ局安全・安心推進課、広報室広聴課、
各区役所総務企画課、各出張所、市ホームページ

4 検討の背景

- (1) 平成30年8月、「小倉繁華街客引き適正化協議会」設置
毎月のパトロールや客引きに関する自主ルールの運用
- (2) 令和2年7月、「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」
設置
効果的な対策の検討や政令市の条例に関する研究を実施
- (3) 条例を制定する方針を決定
対策検討会議において「条例を制定すべき」との全会一致の意見
を受け、条例制定の方針を決定

5 今後のスケジュール

令和4年6月 常任委員会への実施結果報告
9月 条例議案の議会上程

(仮称) 北九州市客引き行為等の適正化に関する条例案の概要に関する 市民意見の募集について

I 条例制定化に向けた背景

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）や福岡県迷惑行為防止条例（昭和 39 年福岡県条例第 68 号）（以下、「風営法等」という。）で規制されていない居酒屋・カラオケ店等の客引き行為等については、正当な営業活動の一環として行われるものであり、風営法等に触れない限り認められています。

しかしながら、小倉北区の魚町、京町周辺では、平成 29 年頃から一部の居酒屋などの客引きが道路中央に立ち、通行を妨げたり、つきまとう等、まちのイメージダウンとなる迷惑行為を行っており、適正化を望む声が上がっていました。

そこで、平成 30 年 8 月に、地元の商店街、自治会、小倉北警察署、本市による「小倉繁華街客引き適正化協議会」を結成し、定期的な客引きパトロールの実施や、客引きに関する自主ルールの運用、商店街でのアナウンスや大型ビジョンを活用した啓発等を行ってきました。

また、令和 2 年 7 月に設置した有識者による「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」（以下、「対策検討会議」という。）の意見を踏まえ、まず、客引きの実態調査及び来街者や住民の方々などへのアンケートを行ったほか、客引き業者からのヒアリング、民間警備員による迷惑行為への注意の喚起を行うなど、3 年以上に亘り、官民あがて様々な取組を行ってきました。

このような取組や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一時的に迷惑行為は減少したものの、客引きをする者が頻繁に入れ替わることや、対策に法的根拠がないため、注意に聞く耳を持たない者が増えるなど、迷惑な客引き行為等の改善には至りませんでした。

このような状況から、昨年 12 月、地元商店街組合が加入する小倉中央商業連合会や、2 つの地元自治会から客引き行為等を禁止する条例の制定を強く求める要望書が提出されました。

さらに、対策検討会議に対して現状を報告し、今後の対策について伺ったところ、「これまでのようなモラルに訴えかける対策では、これ以上の改善は見込めないこと」等を理由に、すべての委員から、「本市でも客引き行為等を禁止する条例を制定すべきである。」「条例制定に当たっては、すでに制定している他の都市の状況や課題を参考にして、本市の実情に応じた対策も併せて行うべきである。」といったご意見をいただきました。

これまでの取組や地元の要望、対策検討会議等の意見を踏まえ、市内全域の公共の場所において、客引き行為等により安全安心で快適な都市環境を阻害しないよう事業者等に努めていただくとともに、客引きが多発する地域を指定し、その地域内において一切の客引き行為等を禁止する条例制定を検討します。

2 客引き行為等に対する関連法令の規制範囲の現状

現在の法令では、飲食店の客引き行為については、風営法等により、深夜（午前0時～6時）に行うものや執拗な方法によるものが規制されていますが、それ以外のものは規制されていません。

今回制定を予定している条例では、禁止区域内においては、他法令で規制されている風俗営業を含め、すべての業種の客引き行為等を禁止とします。

【風営法等による規制の範囲】

	風営法		福岡県迷惑行為防止条例			
	客引き			勧誘		
	日中	深夜 (0時～6時)	執拗な 方法では ない場合	執拗な 方法の 場合 ※1	執拗な 方法では ない場合	執拗な 方法の 場合
居酒屋、 カラオケ等	規制なし		規制なし		規制なし	
ガールズバー等	規制なし					
スナック、 キャバクラ等		規 制 あ り				
性風俗関連						

※1 福岡県迷惑行為防止条例において禁止される「執拗な方法」による客引きとは「人の身体又は衣服を捕らえ、人の所持品を取り上げ、人の進路に立ちふさがり、人につきまとう等執拗な方法」で客引きをすること。

3 アンケート調査の結果

小倉繁華街への来街者や地元住民、商店街の店舗に対して、客引き行為等への印象や、対策の必要性等の意識の確認のため、アンケート調査を実施しました。

【各種アンケート結果の概要】

	来街者アンケート	住民アンケート	店舗アンケート
調査月	令和2年8月	令和2年10月	令和2年10月
客引きを受けた経験	ある：53.3%	ある：72.4%	
客引きへの印象	通行の邪魔：40% 不快：22% 見苦しい：21% 便利：15%	通行の邪魔：77% 不快：46% 見苦しい：56% 便利：6%	通行の邪魔：83% 不快：56% 見苦しい：72% 便利：4%
客引き対策は必要か	必要：41.9%	必要：66.7%	必要：72.9%

アンケート結果からも分かるように、多くの方が客引き行為等に対して高い関心を持っており、「客引き行為等への何らかの対策が必要」と感じていることがわかりました。

4 実態調査

客引き行為等の現状を確認するため、実態調査を実施しました。

調査の結果、客引きが最も多い時間帯は19時頃で、小倉駅前の商店街を中心に、多数の客引きがいることがわかりました。

特に、小倉駅前の京町二丁目や魚町一丁目には、1つの交差点に10人近い客引きがいる場所もあり、その多くが道路中央での立ちふさがりや、マスクの不着用といった迷惑行為を行っていることがわかりました。

【客引き実態調査結果の概要】



5 対策検討会議での検討状況

客引き対策について広く助言を得るために、有識者等で構成する対策検討会議を設置し、これまで令和2年8月11日の第1回対策検討会議以降、5回の検討を重ねてきました。

会議の意見として挙げられたアンケート調査や、効果的なパトロール、商店街と連携した広報啓発活動等、様々な取組を行ってきましたが、客引きによる迷惑行為の撲滅には至りませんでした。

こうした状況から第3回対策検討会議で「条例を制定すべき」との意見を受け、本市としては条例制定の検討を進めることとしました。

第4回対策検討会議では本市が提示した条例の概要に対してご意見をいただき、第5回の会議で全会一致いただいたものが今回の条例案の概要となります。

【対策検討会議について】

目的	市内の繁華街における、客引き等による迷惑行為への効果的な対策を検討するために、学識経験者、地域団体、事業者等から意見を聴取するもの。
結成年月日	令和2年7月2日
構成員	計6名（学識経験者、弁護士、地域団体代表、商店街組合代表、地元大学生）
第1回意見概要	商店街や地元住民へのアンケート調査を実施してはどうか。
第2回意見概要	他都市の状況等を確認した上で、条例制定を含めた具体的な検討を行うべきではないか。
第3回意見概要	複数年にわたって様々な対策を行ってきているが、大きな効果は出ていないため、禁止区域において客引き行為等を禁止する条例を制定すべきではないか。
第4回意見概要	条例の目的を、「市民、事業者等が、市と協働して安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の形成を図ること」というものにすべきではないか。
第5回意見概要	検討会議の意見も反映され、本市の実情を踏まえた条例案の概要となっている。 パブリックコメントには丁寧に対応した上で、市民の理解が得られる条例の制定を目指してほしい。

6 (仮称)北九州市客引き行為等の適正化に関する条例案の概要

第1 条例の目的

この条例は、「公共の場所における客引き行為等の適正化に関し、必要な事項を定めること」、「市民、地域団体、事業者等が、市と協働して安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の形成を図ること」、もって、「安全で安心なまちの実現に資すること」を目的とします。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の定義について次に掲げる行為とします。

客引き行為等：公共の場所（道路、公園等）において行われる、客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為をいう。

客引き行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

客待ち行為：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為

勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

市民等：市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者

地域団体：市内に存する自治会や商店街、その他の地域活動を行う団体

事業者等：事業（その準備行為を含む）を行う者またはその従業者

第3 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、地域団体、警察その他関係機関との連携を図り、客引き行為等の禁止等に関し、必要な施策を推進すべきものとします。

第4 市民等及び地域団体の責務

市民等や地域団体は、市が実施する客引き行為等の適正化に関する施策に協力するよう努めるものとします。

また、禁止区域を活動範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進し、客引き行為等が行われないまちづくりに積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

第5 事業者等の責務

事業者等は客引き行為等をし、又はさせるときは、安心安全で快適な生活環境を阻害しないように努めるものとします。

また、事業者等は市が実施する客引き行為等の適正化に関する施策に協力すること及び従業員への指導、監督等を行うよう努めるものとします。

第6 繁華街における客引き行為等への対策検討会議

禁止地区の指定に関する事項及び客引き行為等の禁止に関し、市長が必要と認める事項について、学識経験者等からの意見を聴取するため、「繁華街における客引き行為等への対策検討会議」（以下「検討会議」という。）を置くものとします。

第7 客引き行為等禁止区域の指定

市長は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域を、禁止区域として指定（規則で定める）することができることや禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないものとします。

また、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができるものとします。

その他、禁止区域の指定、変更、解除に当たっては、第6で規定する学識経験者等で構成する「検討会議」の意見を聴かなければならないものとします。

第8 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならないものとします。

第9 禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において、客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係ある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせてはならないものとします。

第10 客引き行為等対策巡視員

市長は、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせようとしているものに対し、注意、指導等を行うため、客引き行為等対策巡視員（以下、「巡視員」という。）を配置するものとします。

また、巡視員は、客引き行為等の適正化等の推進のための啓発その他客引き行為等の適正化等に関する事務を行うものとします。

第11 客引き行為等対策推進員

市長は、禁止区域における客引き行為等の禁止の推進のため、地域団体又は事業者等のうちから客引き行為等対策推進員（以下、「推進員」という。）を委嘱できるものとします。

また、推進員は、当該禁止区域において、客引き行為等を行い、又は行おうとしている者に対する注意喚起、客引き禁止等の推進のための啓発その他の活動を行うものとします。

第12 勧告

勧告：市長は、第8及び第9に定める内容に違反したものに対し、当該行為をしてはならない旨を勧告できるものとします。

第13 命令

命令：市長は、勧告に従わずに違反行為をしたものに対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができるものとします。

第14 報告の徴収等

市長は、勧告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、必要な限度において、違反行為をしたものに対し、必要な報告を求めることができるものとします。

また、市長は、勧告、命令を行うにあたって必要があると認める時は、職員に違反行為をしたものの事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、必要な調査や質問をさせることができるものとします。

その際には、身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは掲示しなければならないこと、この立入調査や質問の権限は、犯罪捜査のために認められた強制力を有するものではないものとします。

第 15 公表

市長は、第 13 の命令に従わないものや、第 14 の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたもの、第 14 の立入調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたものについて、違反行為をしたものの氏名や住所、店舗の名称や所在地等を公表することができるものとします。

また、公表しようとするときは、あらかじめ公表の対象となるものに、その理由を通知し、意見答弁の機会を与えなければならないものとします。

第 16 土地所有者等への通知

市長は、第 15 による公表をしたときは、当該公表がされたものの業務の用に供されている土地又は建物を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができるものとします。

第 17 関係機関との連携

市長は、この条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署長その他関係機関の長または関係団体の代表者に対して情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとします。

また、市長はこの条例の目的を達成するために必要な場合は、関係警察署長その他関係機関の長に対し、違反行為に関する情報その他客引き行為等に関する情報の提供を行うことができるものとします。

第 18 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

第 19 罰則

第 13 の命令に違反したものや第 14 の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたものに対して 5 万円以下の過料を科すものとします。

第 20 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科すものとします。

今後のスケジュールについて

【市民意見募集の実施について】

1 意見募集期間

令和4年5月13日（金）～6月12日（日）

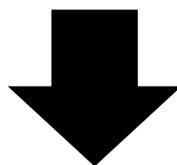
2 閲覧・配布場所

市民文化スポーツ局安全・安心推進課

広報室広聴課

各区役所総務企画課及び各出張所

市ホームページ



【市民意見を反映後】

○R4.6月

- ・ 対策検討会議で報告
- ・ 常任委員会で報告

○R4.9月

- ・ 条例案を上程